

確定申告期限の延長と振替日 (振替納税)の変更について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が、令和2年分所得税の確定申告期間

申告)での送信などによる提出をお願いいたします。

【問い合わせ先】

八雲税務署
☎ 0137-63-2148

(2月16日～3月15日)と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税および復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税および地方消費税の申告期限と納付期限について、全国一律で4月15日(木)まで延長されることになりました。

これに伴い、申告所得税および個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税は5月31日(月)、個人事業者の消費税は5月24日(月)に変更となりました。感染リスク軽減の観点から、申告書の作成は、国税庁HP「確定申告書等作成コナー」をご利用し、印刷して郵送、もしくはe-Tax(電子

■申告・納付期限

	延長前
申告所得税	3月15日(月)
個人事業者の消費税	3月31日(水)
贈与税	3月15日(月)

	延長後
	4月15日(木)

日 程	役場における延長の日程
3月16日(火)～4月15日(木)の間 土日祝日を除く	3月16日(火)～4月15日(木)の間 土日祝日を除く
時 間	役場における延長の日程
午前8時30分～ 午後5時15分まで	午前9時～ 午後4時まで
会 場 [八雲地域]	会 場 [熊石地域]
役場1階 住民税係窓口	八雲地方合同庁舎 2階 八雲税務署内
会 場 [熊石地域]	
熊石総合支所1階 税務係窓口	

日 程	八雲税務署における延長の日程
3月16日(火)～4月15日(木)の間 土日祝日を除く	3月16日(火)～4月15日(木)の間 土日祝日を除く
時 間	会 場
午前9時～ 午後4時まで	八雲地方合同庁舎 2階 八雲税務署内

所得税等の申告期限の延長に伴い、町民税・道民税の申告期限についても、4月15日(木)まで延長になりました。なお、3月16日(火)以降に確定申告書および町民税・道民税申告書が提出された場

合には、令和3年度個人町民税・道民税や令和3年度国民健康保険税の当初発送の納税率に合わない場合もござりますのでご了承ください。

町民税・道民税 申告期限の延長について

八雲町と明治安田生命保険相互会社

町民の健康増進など
に関する協定を締結しました

1月28日、八雲町と明治安田生命保険相互会社との間で、「包括連携協定」を締結いたしました。この協定は、町民の皆さんの健康増進、安全・安心なまちづくりに関することなど7項目について定められており、今後、相互連携と協働により活動を推進していくこととしています。

